

【対象：令和5年度末退職予定者向け】

# 退職手当について

## 制度概要説明

1	退職手当とは	1
2	退職手当額の算出方法	1
3	勤続期間の計算	4
4	退職手当の計算例	6
5	退職手当からの控除について	13

## 請求手続き等について

6	退職手当の請求手続き等について	16
---	-----------------	----

(添付用紙) 支給率表 1部

\* 問い合わせ先 \*

山梨県教育庁 福利給与課 給与公災担当

TEL : 055-223-1756



※③支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用

○ 現在の最高支給率＝47.709 ← 勤続35年以上の定年等

○ 退職事由

- ・ 自己都合、勤続11年未満の定年・勸奨・公務外死亡等 → 新条例第3条
- ・ 勤続11年以上25年未満の定年・勸奨・公務外死亡等 → 新条例第4条
- ・ 勤続25年以上の定年・勸奨・公務外死亡等、公務上死亡等 → 新条例第5条

※④退職手当の調整額：在職期間中の職位の高い順から60月分について、職位の区分に応じて定められた月額にその区分に該当する月数を乗じて得た額の合計額（条例第6条の4、規則第5条の4）

### 退職手当の調整額の職員区分

（行政職、教育職（一）、教育職（二）、医療職（二））

月 額	行政職	教育職（一）	教育職（二）	医療職（二）
第1号区分 65,000円	9級(旧11級)			
第2号区分 59,550円	8級(旧10級)			
第3号区分 54,150円	7級(旧9級)	4級 (管手5,6種)	4級 (管手5,6種)	7級
第4号区分 43,350円	6級(旧8級)	4級 (管手7種)	4級 (管手7種)	6級
第5号区分 32,500円	5級(旧7級)	3級,特2級	3級,特2級	5級 (「〇〇長」の職)
第6号区分 27,100円	4級(旧6級)	2級,1級 (役加10%)	2級 (役加10%)	5級
第7号区分 21,700円	3級(旧5,4級)	2級,1級 (役加5%)	2級 (役加5%)	4級 3級(役加5%)
第8号区分 0円	第1号区分から7号区分までのいずれの区分にも属さない者			

役加＝期末・勤勉手当の役職段階別加算率 管手＝管理職手当区分

#### 【調整額の計算例】

R4.4.1～R6.3.31 教育職（一）、（二）4級（第4号区分）24月 ※ 管手7種

H31.4.1～R4.3.31 教育職（一）、（二）3級（第5号区分）36月

$$43,350円 \times 24月 + 32,500円 \times 36月 = \underline{2,210,400円}$$

◇ 調整額の算定対象となるのは、平成8年4月1日以降の期間

◇ 各区分における月数の算出において、休職、停職、育児休業等の期間がある場合、それらの期間については、勤続期間の計算に準じて除算する。

#### ◆退職手当の調整額の支給制限（退職手当条例第6条の4第4項）

①勤続期間が1年以上4年以下の者及び自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年以下の者・・・計算した調整額の1/2

②退職手当の基本額が0円の者及び自己都合退職者で勤続期間が9年以下の者

・・・調整額は0

◇ 退職手当の基本額の特例（退職手当条例第5条の2）

- ・ 最も多い給料の月額（a）が、退職日の給料の月額（b）より多い場合は、次の計算式により算出された額が退職手当基本額となる。

$$\{ a \times (a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \} + \{ b \times (全勤続期間の支給率 - a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \}$$

- ※ 「給料の調整数の引下げ前日」、「行政職給料表への適用変更前日」、「降格前日」（分限処分）など、給料月額の減額改定以外の理由により給料の月額が減額された場合がこれに該当する。

- ・ 60歳に達した日が属する年度の末日以降に退職する者で、60歳以降の給料月額は7割措置とされているが、60歳前の給料月額が最も多かった場合は、最も多い給料の月額（a）、7割措置前の給料の月額（b）、退職日の給料月額（c）として、次の計算式により算出された額が退職手当基本額となる。

$$\{ a \times (a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \} + \{ b \times (b \text{ 適用前日までの期間に係る支給率} - a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \} + \{ c \times (退職日までの期間に係る支給率 - b \text{ 適用前日までの期間にかかる支給率}) \}$$

- ※ aには、「給料の調整数の引下げ前日」、「行政職給料表への適用変更前日」、「降格前日」（分限処分）などが該当。

(2) 新条例施行日前日退職手当額

新条例施行日前日退職手当額（B）：

H18.3.31に 同じ事由で退職したものと仮定して旧条例に基づき算出した退職手当額

$$(B) = \overset{\text{※①}}{\text{H18.3.31の給料の月額}} \times (1 + \overset{\text{※②}}{\text{H18.3.31特例加算率}}) \times \overset{\text{※③}}{\text{H18.3.31を退職日とみなした旧条例支給率}}$$

※①H18.3.31 給料の月額：18.3.31 現在のその者の 給料月額＋給料の調整額＋教職調整額

※②H18.3.31 を退職日とみなした場合の特例加算率：

H18.3.31 現在で 50歳以上 かつ 勤続25年以上の勸奨又は公務上の死傷病退職者に限る

H18.3.31 現在の未齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
加算率	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

※③旧条例支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用

## 経過措置 新条例施行日前日額の保障（平成18年改正条例附則第2条）

新条例により計算した退職手当額（新条例等退職手当額）が、新条例施行日前日（H18.3.31）に同一の事由で退職したものと仮定して旧条例の規定に基づき算定した退職手当額（新条例施行日前日退職手当額）を下回るときは、新条例施行日前日退職手当額を、退職手当の額とする。

新条例等退職手当額（A） $\geq$  新条例施行日前日退職手当額（B）の場合…

退職手当額＝新条例等退職手当額（A）

新条例等退職手当額（A） $<$  新条例施行日前日退職手当額（B）の場合…

退職手当額＝新条例施行日前日退職手当額（B）

### 3 勤続期間の計算

- 算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員として「引き続いた」在職期間で、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算し、在職期間に1年未満の端数がある場合は切り捨てる。（条例第7条）

ただし、全在職期間が6月以上1年未満の場合は1年とする。（条例第7条7項）

例) 在職30年11月 → 30年、在職0年6月 → 1年

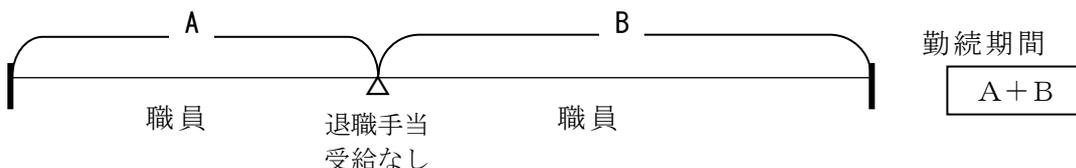
- 「引き続いた」在職期間には、山梨県の教職員以外の引き続く国の教職員（国家公務員）、他県等の教職員（地方公務員）、国立学校法人・特定独立行政法人の教職員等の在職期間を含むものとする。

（注）勤続期間の特例として経歴の通算ができるのは、これを証明する書類等がある場合に限られる。過去の発令通知書など、証明できる書類を退職者に求める場合もある。

- 休職（地公法第27・28条）、停職（地公法第29条）等の期間（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く）については、その月数の1/2を除算する。
- 組合専従休職（地公法第55条2項、5項）自己啓発休業（地公法第26条の5）、配偶者同行休業（地公法第26条の6）については、その月数の全てを除算する。
- 育児休業等期間（育児短時間勤務期間を含む）については、その月数の1/2を除算する。  
ただし、育児休業期間の終期が平成4年4月1日以降の育児休業については、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの月数の1/3を、それ以降の月数については1/2を除算する。

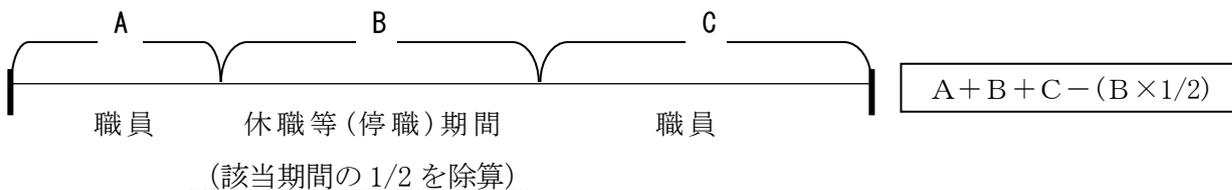
【退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算の具体例】

① 職員として引き続いた在職期間による。



② 休職等の期間がある場合

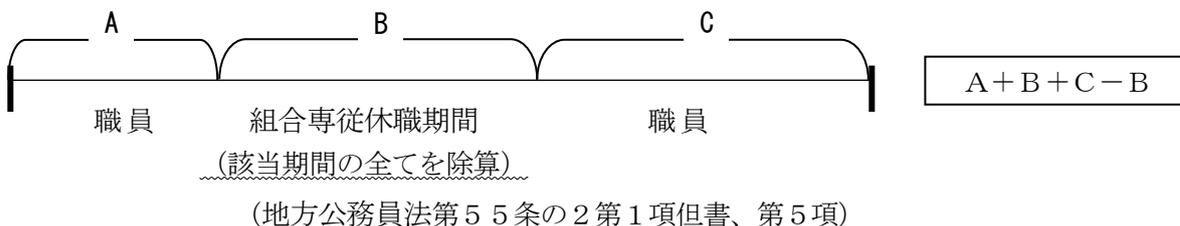
\*休職（地方公務員法第27条、第28条）、停職（同第29条）、育児休業等（育児短時間勤務を含む）、大学院修学休業、自己啓発休業（人事委員会の承認を得た場合に限る）等



1歳までの育児休業期間は1/3を除算  
 （育児休業の終期がH4.4.1以降のものが該当）  
 育児短時間勤務は全該当期間の1/3を除算

$A + B + C - (B \times 1/3)$

\*組合専従休職、自己啓発休業、配偶者同行休業

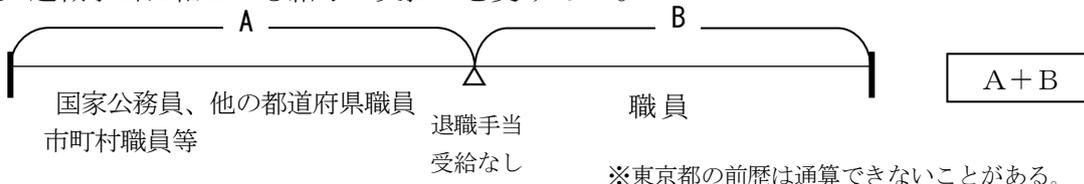


(注) 傷病休暇（療養）期間は除算されない。

③ 前歴がある場合

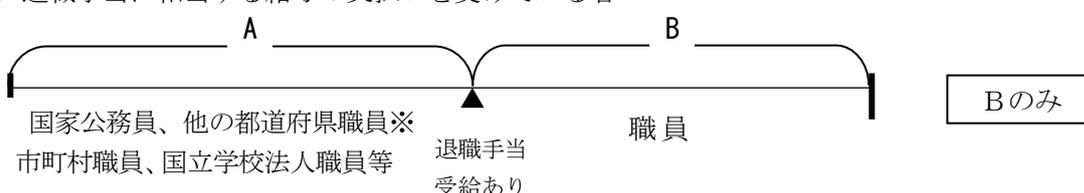
※引き続いて職員となった場合、勤続期間に含む（退職手当に相当する給与の支払いを受けている者は除く）。

○ 退職手当に相当する給与の支払いを受けていない者



※東京都の前歴は通算できないことがある。

○ 退職手当に相当する給与の支払いを受けている者



## 4 退職手当の計算例

※ 60歳に達した日が属する年度の末日以降に退職する者と、定年年齢に達した日の属する年度の末日の退職はどちらも「定年」を事由とします。

### 【退職手当計算例 R5末60歳退職①】

A市立B中学校	校長	甲斐 太郎
---------	----	-------

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R6. 3. 31	R6. 3. 31
				区分*月数	金額	級号給	給料の月額
60歳	定年	38年	R6. 3. 31	第3号*24月	54,150	教二 4-24	441,285
				第4号*36月	43,350		

給料月額=441,285円  
 給料の調整額= 0円  
 教職調整額= 0円

H18. 3. 31	H18. 3. 31
級号給(切替前)	給料の月額(切替前)
教三 2-27	419,432

給料月額=403,300円  
 給料の調整額= 0円  
 教職調整額(403,300\*4%)= 16,132円

#### ①新条例等退職手当額

				支給率	
退職手当の基本額	441,285	×		第5条	
退職手当の調整額	54,150	×	24月	〈 勤続38年 〉	
	43,350	×	36月	47.709	=
					21,053,266.1
					=
					1,299,600.0
					=
					1,560,600.0

23,913,466

#### ②新条例施行日前日退職手当額

				支給率	
退職手当額	419,432	×		第4条	
				〈 勤続20年 〉	
				21.97125	=
					9,215,445.3
					=
					9,215,445

9,215,445

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置（平成18年4月1日から施行、無期限）

①新条例等退職手当額 < ②新条例施行日前日退職手当額 の場合

→②施行日前日退職手当額を支給

退職手当支給額

①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 の場合

→①新条例退職手当額を支給

退職手当支給額

【退職手当計算例 R5末60歳② 最も高い給料の月額が、退職日でない場合】

県立E支援学校	教諭	山梨 一郎
---------	----	-------

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R6.3.31 級号給	R6.3.31 給料の月額
				区分*月数	金額		
60歳	定年	38年	R6.3.31	第6号*60月	27,100	教一 2-138	445,412

給料月額 = 417,608円  
 給料の調整額 (11,100\*1.0) = 11,100円  
 教職調整額 (417,608\*4%) = 16,704円

H26.9.30 級号給(減額前)	H26.9.30 給料の月額(減額前)
教一 2-119	446,723

給料月額 = 416,200円  
 給料の調整額 (11,100\*1.25) = 13,875円  
 教職調整額 (416,200\*4%) = 16,648円

H18.3.31 級号給(切替前)	H18.3.31 給料の月額(切替前)
教二 2-23	442,424

給料月額 = 403,100円  
 給料の調整額 (11,600\*2.0) = 23,200円  
 教職調整額 (403,100\*4%) = 16,124円

①新条例等退職手当額

退職手当の基本額	445,412	×	勤続年数 10年 (38年-28年)	支給率 (第5条) 9.91845 (47.709-37.79055)	=	4,417,796.7
	446,723	×	28年	37.79055	=	16,881,907.9
退職手当の調整額	27,100	×	60月		=	1,626,000.0
						22,925,704

H26.10.1~R6.3.31までの  
勤続年数: 10年 (38年-28年)

H26.9.30までの勤続年数:  
28年6月 (→28年)

②新条例施行日前日退職手当額

退職手当額	442,424	×	支給率 (第4条) 勤続20年 21.97125	=	9,720,608.31	9,720,608
-------	---------	---	-----------------------------------	---	--------------	-----------

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)

①新条例等退職手当額 < ②新条例施行日前日退職手当額 の場合  
 →②施行日前日退職手当額を支給

退職手当支給額

①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 の場合  
 →①新条例退職手当額を支給

退職手当支給額 22,925,704

【退職手当計算例 R6末61歳① 最も高い給料の月額が、R5年度末の場合】

県立E支援学校	教諭	山梨 一郎
---------	----	-------

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R7.3.31	R7.3.31
				区分*月数	金額	級号給	給料の月額
61歳	定年	39年	R7.3.31	第4号*60月	43,350	教一 2-145	344,306

給料月額 = 331,064円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額(331,064\*4%) = 13,242円

R6.3.31	R6.3.31
級号給(減額前)	給料の月額(減額前)
教一 4-32	472,920

給料月額 = 472,920円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額 = 0円

H18.3.31	H18.3.31
級号給(切替前)	給料の月額(切替前)
教二 2-23	419,224

給料月額 = 403,100円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額(403,100\*4%) = 16,124円

①新条例等退職手当額

退職手当の基本額	勤続年数	支給率(第5条)	計算結果
344,306	1年 (39年-38年)	0 (47.709-47.709)	0.0
472,920	38年	47.709	22,562,540.3
退職手当の調整額	60月		2,601,000.0
			<b>25,163,540</b>

R6.4.1~R7.3.31までの勤続年数: 1年 (39年-38年)  
R6.3.31までの勤続年数: 38年

②新条例施行日前日退職手当額

退職手当額	支給率(第4条 勤続20年)	計算結果
419,224	21.97125	9,210,875.31
		<b>9,210,875</b>

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)

①新条例等退職手当額 < ②新条例施行日前日退職手当額 の場合	退職手当支給額
→②施行日前日退職手当額を支給	
①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 の場合	退職手当支給額
→①新条例退職手当額を支給	<b>25,163,540</b>

【退職手当計算例 R6末61歳② 最も高い給料の月額が、R5年度末以外の場合】

県立E支援学校	教諭	山梨 一郎
---------	----	-------

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R7.3.31	R7.3.31
				区分*月数	金額	級号給	給料の月額
61歳	定年	39年	R7.3.31	第6号*60月	27,100	教一 2-138	304,071

給料月額 = 292,376円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額 (292,376\*4%) = 11,695円

R6.3.31	R6.3.31
級号給(減額前)	給料の月額(減額前)
教一 2-138	445,412

給料月額 = 417,608円  
 給料の調整額 (11,100\*1.00) = 11,100円  
 教職調整額 (417,608\*4%) = 16,704円

H26.9.30	H26.9.30
級号給(減額前)	給料の月額(減額前)
教一 2-119	446,723

給料月額 = 416,200円  
 給料の調整額 (11,100\*1.25) = 13,875円  
 教職調整額 (416,200\*4%) = 16,648円

H18.3.31	H18.3.31
級号給(切替前)	給料の月額(切替前)
教二 2-23	442,424

給料月額 = 403,100円  
 給料の調整額 (11,600\*2.0) = 23,200円  
 教職調整額 (403,100\*4%) = 16,124円

R6.4.1~R7.3.31までの  
勤続年数: 1年 (39年-38年)

H26.10.1~R6.3.31までの  
勤続年数: 10年 (38年-28年)

①新条例等退職手当額

退職手当の基本額	勤続年数	支給率 (第5条)	退職手当の調整額	勤続年数	支給率 (第4条)	退職手当額
304,071	1年 (39年-38年)	0 (47.709-47.709)	27,100	28年 (38年-28年)	21.97125	9,720,608.3
445,412	10年 (38年-28年)	9.91845 (47.709-37.79055)				
446,723	28年 (38年-28年)	37.79055 (47.709-37.79055)				
27,100	60月					
				H26.9.30までの勤続年数: 28年6月 (→28年)		22,925,704

②新条例施行日前日退職手当額

退職手当額	勤続年数	支給率 (第4条)	退職手当額
442,424	20年	21.97125	9,720,608.3

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)

①新条例等退職手当額 < ②新条例施行日前日退職手当額 の場合  
 →②施行日前日退職手当額を支給 退職手当支給額

①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 の場合  
 →①新条例退職手当額を支給 退職手当支給額

【退職手当計算例 R5 勸奨①】

A市立B中学校	教諭	山梨 太郎
---------	----	-------

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R6.3.31	R6.3.31
				区分*月数	金額	級号給	給料の月額
58歳	勸奨	36年	R6.3.31	第6号*60月	27,100	教二 2-151	423,311

給料月額 = 407,030円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額(407,030\*4%) = 16,281円

H18.3.31	H18.3.31
級号給(切替前)	給料の月額(切替前)
教三 2-27	419,432

給料月額 = 403,300円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額(403,300\*4%) = 16,132円

①新条例等退職手当額

$$\begin{array}{rcl}
 \left( \frac{1+(60-58)}{*0.02} \right) & \text{支給率} & \\
 \left( \frac{1+(60-58)}{*0.02} \right) & \left\langle \begin{array}{l} \text{第5条} \\ \text{勤続36年} \end{array} \right\rangle & \\
 \text{退職手当の基本額} & 423,311 \times 1.04 \times 47.709 & = 21,003,574.3 \\
 \text{退職手当の調整額} & 27,100 \times 60 & = 1,626,000.0
 \end{array}$$

22,629,574

②新条例施行日前日退職手当額

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{支給率} & \\
 & \left\langle \begin{array}{l} \text{第3条} \\ \text{勤続18年} \end{array} \right\rangle & \\
 \text{退職手当額} & 419,432 \times 15.7356 & = 6,600,014.2
 \end{array}$$

6,600,014

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)

①新条例等退職手当額 と ②新条例施行日前日退職手当額 を比較し、額の大きい方を支給

①新条例等退職手当額 ≧ ②新条例施行日前日退職手当額 となるため、①新条例退職手当額を支給

退職手当支給額 22,629,574

【退職手当計算例 R5 勸奨②】

県立E支援学校	教諭	甲斐 花子
---------	----	-------

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R6.3.31 級号給	R6.3.31 給料の月額
				区分*月数	金額		
56歳	勸奨	34年	R6.3.31	第6号*60月	27,100	教一 2-140	445,936

給料月額 = 418,112円  
 給料の調整額 (11,100\*1.0) = 11,100円  
 教職調整額 (418,112\*4%) = 16,724円

H26.9.30 級号給(減額前)	H26.9.30 給料の月額(減額前)
教一 2-121	448,179

給料月額 = 417,600円  
 給料の調整額 (11,100\*1.25) = 13,875円  
 教職調整額 (417,600\*4%) = 16,704円

H22.12.31 級号給(減額前)	H22.12.31 給料の月額(減額前)
教一 2-100	432,812

給料月額 = 400,300円  
 給料の調整額 (11,000\*1.5) = 16,500円  
 教職調整額 (400,300\*4%) = 16,012円

H18.3.31 級号給(切替前)	H18.3.31 給料の月額(切替前)
教二 2-23	442,424

給料月額 = 403,100円  
 給料の調整額 (11,600\*2.0) = 23,200円  
 教職調整額 (403,100\*4%) = 16,124円

①新条例等退職手当額

退職手当の基本額	445,936	×	$\left( \frac{1+(60-56)}{*0.02} \right)$	×	1.08	×	支給率 (第5条) 15.547275 <small>(46.83015-31.282875)</small>	=	7,487,736.7
	448,179	×		×	1.08	×	31.282875	=	15,141,953.8
退職手当の調整額	27,100	×		×	60月	×	H26.9.30までの勤続年数：24年6月(→24年)	=	1,626,000.0
									<b>24,255,690</b>

②新条例施行日前日退職手当額

退職手当額	442,424	×	支給率 第3条 勤続16年	<	13.8942	=	6,147,127.5	<b>6,147,127</b>
-------	---------	---	---------------------	---	---------	---	-------------	------------------

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)

①新条例等退職手当額 と ②新条例施行日前日退職手当額 を比較し、額の大きい方を支給

①新条例等退職手当額 ≧ ②新条例施行日前日退職手当額 となるため、①新条例退職手当額を支給

退職手当支給額 **24,255,690**

【退職手当計算例 R5自己都合】

E市立F小学校	教諭	山梨 一郎
---------	----	-------

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R6.3.31	R6.3.31
				区分*月数	金額	級号給	給料の月額
43歳	自己都合	19年	R6.3.31	第7号*60月	21,700	教二 2-95	385,799

給料月額 = 370,961円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額(370,961\*4%) = 14,838円

H18.3.31	H18.3.31
級号給(切替前)	給料の月額(切替前)
教三 2-15	303,160

給料月額 = 291,500円  
 給料の調整額 = 0円  
 教職調整額(291,500\*4%) = 11,660円

①新条例等退職手当額

退職手当の基本額	385,799	×	支給率		
退職手当の調整額	21,700	×	第3条		
			勤続19年		
			60月	16.49727	= 6,364,630.3
				1/2	= 651,000.0

自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年以下のため計算した調整額の1/2

7,015,630

②新条例施行日前日退職手当額

退職手当額	303,160	×	支給率		
			第3条		
			勤続1年		
				0.5022	= 152,246.9

152,246

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)

①新条例等退職手当額 と ②新条例施行日前日退職手当額 を比較し、額の大きい方を支給

①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 となるため、①新条例退職手当額を支給

退職手当支給額 7,015,630

## 5 退職手当からの控除について

### ○ 退職所得に対する所得税等の控除

退職手当は、退職所得として給与所得等の所得と分離して課税することとされており、所得税、県民税及び市町村民税が退職手当から源泉徴収される。

(所得税法第201条、地方税法第50条の6、第328条の6)

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の公布により、「復興特別所得税」が併せて徴収される(源泉徴収される所得税額の2.1%相当額)。

### ○ 課税退職所得額

勤続年数に応じた退職所得控除額(退職所得控除額表：14ページ参照)により「課税退職所得額」を算出する。

※ 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げる。

※ 休職等(県以外に勤務する休職を除く)の期間も税法上は除算等を行わず、勤続期間に含む。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \text{(勤続年数による)} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税退職所得額} \\ \text{(千円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

※ ただし、勤続年数が5年以内の場合は、退職手当－退職所得控除額＝課税退職所得額

## 1 所得税及び復興特別所得税

$$\text{所得税及び復興特別所得税の額} = (\text{課税退職所得額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

※ 退職手当額が、退職所得控除額より少ない場合は課税されない。

退職所得の源泉徴収税額の速算表(令和5年分)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額= (A)×(B) - (C) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5% × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A)×10% - 97,500円 × 102.1%
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A)×20% - 427,500円 × 102.1%
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A)×23% - 636,000円 × 102.1%
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A)×33% - 1,536,000円 × 102.1%
18,000,000円 〃 40,000,000円 〃	40%	2,796,000円	(A)×40% - 2,796,000円 × 102.1%
40,000,000円 〃	45%	4,796,000円	(A)×45% - 4,796,000円 × 102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※退職手当額が、退職所得控除額より少ない場合は課税されない。

※求めた税額に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てる。

## 2 住 民 税（市町村民税、県民税）

① 市町村民税  $\frac{\text{課税退職所得額}}{\text{市町村民税額}} \times 6\% = \text{市町村民税額}$

② 都道府県民税（以下「県民税」という。）

$\frac{\text{課税退職所得額}}{\text{県民税額}} \times 4\% = \text{県民税額}$

※市町村民税額、県民税額に百円未満の端数がある場合、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる。

- 上記以外に、4、5月分住民税未徴収分(再任用以外)、共済組合・互助組合等貸付金の未償還分がある場合は、その分も退職手当額から差し引かれる

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和5年分）  
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円	千円	24年	千円	千円
	800	1,800		10,800	11,800
3年	1,200	2,200	25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
4年	1,600	2,600	27年	12,900	13,900
5年	2,000	3,000	28年	13,600	14,600
6年	2,400	3,400	29年	14,300	15,300
7年	2,800	3,800	30年	15,000	16,000
8年	3,200	4,200	31年	15,700	16,700
9年	3,600	4,600	32年	16,400	17,400
10年	4,000	5,000	33年	17,100	18,100
11年	4,400	5,400	34年	17,800	18,800
12年	4,800	5,800	35年	18,500	19,500
13年	5,200	6,200	36年	19,200	20,200
14年	5,600	6,600	37年	19,900	20,900
15年	6,000	7,000	38年	20,600	21,600
16年	6,400	7,400	39年	21,300	22,300
17年	6,800	7,800	40年	22,000	23,000
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

## 税金計算の具体例

退職手当総額： 21,312,229円

勤続期間：35年6月

税法上勤続期間：36年（1年未満切上）

### ○ 課税退職所得金額 ※ 別表(14ページ)参照

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \\ 21,312,229\text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(退職所得控除額)} \\ 19,200,000\text{円} \end{array} = \underline{2,112,229\text{円}} \quad \text{(退職所得控除後の金額)}$$

退職所得控除後の金額の2分の1が課税退職所得金額となる。

$$2,112,229\text{円} \times 1/2 = \underline{1,056,000\text{円}} \quad (1,000\text{円未満切捨})$$

### 1 所得税及び復興特別所得税

課税退職所得金額に税率を乗じ、控除額を差し引いた額に、102.1%を乗じる。

(13ページの退職所得の源泉徴収税額の速算表 参照)

$$(\underline{1,056,000\text{円}} \times 5\%) \times 102.1\% = 53,908.8\text{円}$$

1円未満切捨て

53,908円

(所得税及び復興特別所得税) ①

### 2 市町村民税

(課税退職所得金額)

$$\underline{1,056,000\text{円}} \times 6\% = 63,360\text{円}$$

100円未満切捨て

63,300

(市町村民税) ②

### 3 県民税

(課税退職所得金額)

$$\underline{1,056,000\text{円}} \times 4\% = 42,240\text{円}$$

100円未満切捨て

42,200円

(県民税) ③

退職所得税総額 (①+②+③) = 159,408円

退職手当総額	退職所得税総額	退職手当手取見込額
21,312,229円	- 159,408円	= <u>21,152,821円</u>

※このほか、共済組合、互助会、互助組合の貸付金のうち、未償還のものがある場合は、その残額について退職手当から一括控除して共済組合等に償還していただくことになっています。

## 6 退職手当の請求手続き等について

退職手当の請求をする際には、ここに記載されている注意事項及び請求書の記載例等により行ってください。

### 1 提出書類等

書類の提出方法及び提出書類の詳細については別途通知をします。

#### (1) 退職手当請求書

◇ 記載例①参照（19ページ）

◇ 金融機関名、支店名及び口座番号は、通帳を確認しながら、誤りのないよう  
に記載してください。

※ 記載誤りがあると、退職手当の振込が大幅に遅れます。

#### (2) 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書

◇ 記載例②参照（20ページ）

※ 「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の提出がない場合には、退職  
手当の支払金額（退職所得控除額の控除前の金額）に20.42%の税率を乗じて計算  
した税額により源泉徴収することになり、後日、各人で確定申告をしてもらうこ  
とになります。（所法201③）

※ 個人番号については、記載しないようお願いします。

#### (3) 振込指定先通帳のコピー（必ずA4サイズの中央になるようにコピー）

◇ 通帳のコピー例参照（21～22ページ）

#### (4) 母子手帳の写し

◇ 育児休業期間の終期が平成4年4月1日以降の育児休業を取得した場合は、  
当該育児休業に係る子が1歳に達した日を確認するため、母子手帳の写しを  
添付してください。

### 2 請求者

○ 退職手当の請求者は、退職者本人です。必ずご本人が記入してください。

### 3 支給方法

(1) 支給方法は、安全性及び事務処理の都合上、**口座振込**とします。

(2) 退職手当振込先は、必ず**退職者本人の口座**とし、**普通預金を指定**してください。

(3) 振込先金融機関は、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農協となります。

## 4 支給時期

- 退職手当の支給は、5月中下旬を予定しています。

支給日については、お問い合わせいただいてもお答えできませんのでご理解ください。

**参考** 令和4年度末退職者の支給日 事務局：5月19日 教員：5月26日

- 退職者本人あてに、「退職手当裁定通知書」、「支給明細書」、「源泉徴収票」を郵送します。

※ 通知書等の郵送は、支払日の前日に発送します。「源泉徴収票」は翌年2月の確定申告に必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

## 5 貸付金の控除について

- 共済組合、互助会、互助組合の貸付金のうち、未償還のものがある場合は、その残額について退職手当から一括控除して共済組合等に償還していただくことになっていきますので、ご了承ください。（地方公務員等共済組合法第115条）

## 6 改姓、住所変更

- (1) 氏名及びフリガナについては、請求書、3月までに個人報告票により届けられている人事給与システムのデータ及び振込先口座名義が、一致していない場合には退職手当支給に支障が生じます。

- ① 令和6年3月末日までに改姓する職員

所属に確認の上、3月末日までに人事給与システムのデータが修正されるよう、個人報告票を提出してください。また、金融機関へも口座名義の変更手続きを済ませてください。

- ② 令和6年4月以降に改姓予定の職員

請求書は、改正前の氏名で記載し、金融機関への口座名義の変更手続きは退職手当支給後に行ってください。

- (2) 住所変更が行われると、裁定通知書等を郵送するのに支障を生じます。

- ① 令和6年3月末日までに住所変更の職員

請求書は変更後の住所を記載し、所属に確認の上、3月末日までに人事給与システムのデータが修正されるよう、個人報告票を提出してください。

また、念のため郵便局へも転居届を提出してください。

- ② 令和6年4月以降に住所変更の職員

請求書は変更後の住所を記載し、念のため郵便局へも転居届を提出してください。

## 7 その他

- 「6 改正、住所変更」に該当する場合には、退職手当請求書提出時に福利給与課担当者へ申し出てください。また、事務職員にも事前に報告してください。
- 個別の退職手当支給額に関する問い合わせは、お答えしておりませんのでご遠慮ください。
- 退職手当の請求に係る書類の提出は、所定の提出日前に受け付けることはできません。
- 令和6年6月分からの住民税については、再就職の有無に関係なく令和5年分の所得を基に計算された税金が徴収されることとなります。

令和6年3月31日現在の所属長名  
※所属長の職名の記入忘れに注意

所 属	山梨B小学校
所属長	校長 甲府 太郎

公 印  
(私印不可)

退 職 手 当 請 求 書

山梨県職員の退職手当に関する規則第2条第1項の規定により、退職手当の支給を請求します。

令和 6 年 4 月 1 日

用紙に記載された日付のまま

(任命権者)

山 梨 県 教 育 委 員 会 殿

請求者氏名 山 梨 花 子

(〒 400 - 8501 )

現住所 甲府市丸の内 2 - 3 3 - 1

(TEL 055 - 223 - 1756 )

本籍地 山梨県甲府市丸の内 2 1 1 1

「定年」、「勸奨」、「自己都合」のいずれか誤りの  
ないよう記入

※ 60歳で退職する場合も「定年」

戸籍抄(謄)本と一致することを確認

退職者氏名	山 梨 花 子		退職時の職名	教諭						
退職年月日	令和6年3月31日		退職事由	定 年						
支 払 方 法	直払を希望			口座振替を希望	○					
	金融機関コード	0 1 4 2	2 5 6	当座預金	普通預金		○			
	金融機関名	山梨中央銀行	西支店							
	フリガナ	ヤマナシ ハナコ		口座番号	0	0	1	2	3	4
口座名義人	山 梨 花 子									

(注) 退職者死亡の場合、請求者氏名の上へ本人との続柄を記入すること。

金融機関名は本・支店名を記入すること。(農協は〇〇〇〇支所)

請求者本人の口座

通帳のコピーを添付(P.19 参照)

※ ネットバンキングの場合、カナ氏名、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店番号、預金種別(普通預金)、口座番号がわかるものを添付

【記載例②】

部分は記入不要

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		令和 6 年分 退職所得の受給に関する申告書		退職所得申告書				
退職手当の支払者の 所在地 (住所)	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1		あなたの 現住所 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-33-1	氏名 山梨 花子				
	名称 (氏名) 山梨県知事 長崎 幸太郎			個人番号 記入不要				
	法人番号 ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。			その年1月1日現在の住所 令和5年1月1日時点で住民票に登録されている住所を記入する				
	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 令和6年 3月 31日			③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 R6年 3月 31日				
② 退職の区分等 一般		生活扶助の有無 無		採用日 自 年 月 日 年				
【生活扶助の有無】 生活保護を受けていない場合は「無」、 生活保護を受けている場合は「有」を○で囲む。		【退職の区分等】 在職中に障害となったことに直接起因して退職する場合は「障害」を○で囲み、( )内に障害の状態、身体障害者手帳の公布年月日等を記入する。 その他の人は「一般」を○で囲む。		【特定役員等勤続期間】 勤続期間が5年以下の場合は「有」を○で囲み、 自年月日に採用日、至年月日に退職日を記入する。				
⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日		⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日				
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日		⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけ 自 年 月 日 年 至 年 月 日		⑪ ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日				
⑫ ⑧又は⑨の通算期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日		⑬ ⑪のうち、⑧と⑨の通算期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日		退職までの勤続年数				
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収額(円)	特別徴収税額(円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
	B	一般	..			..	一般障害	
	B	特定役員	..			..	一般障害	
C	..				..	一般障害		

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。  
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。  
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

修正ができるように鉛筆で記入する

A欄のみ記入。B欄以降は記入不要。



☆山梨中銀 総合口座

おなまえ CIF(銀行内管理番号)  
**ヤマナシ ハナコ 様**

お取引口座番号	科目	普通預金口座番号(4)	通帳再発行回数	総合口座定期口座番号
<b>256</b>	<b>普通預金</b>	<b>012345</b>	2	1111111

本人カード種類	税区分	マル優種別	キャラクター区分	カードローン種別
キャッシュカード	分離課税			

(\*)お給料、年金などの自動受取りやお振込みおよび公共料金などの自動支払いをご利用の際は、この番号とお取引店名をご指定ください。

印紙税申告納  
付につき甲府  
税務署承認済

発行日 23年1月25日  
 株式会社 **山梨中央銀行** 金融機関コード 142  
 お取引店 **西支店**  
 電話番号 055-222-4814  
 通帳発行店番 302 発行機番 001



通帳作成地：甲府市丸の内1丁目 株式会社 山梨中央銀行

ご案内

山梨中銀の総合口座は通帳1冊に普通預金・定期預金・自動ご融資をセットした便利な口座です。

■普通預金の便利さが活かされます

- ・当行本支店ならどこでも自由にお預入れ、お引出しできます。
- ・当店以外の店舗でのお引出しは、所定の限度額までです。
- ・自動受取(給料、年金、記当金等)、自動支払(各種公共料金、クレジット等)、自動振付(積立定期等)など広くご利用いただけます。

山梨中銀  
総合口座



■定期預金が有利に活かされます

- ・自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期) 自由金利型定期預金(大口定期)、定額複利型定期預金と変動金利定期預金のお預入れができます。
- ・定期預金は満期日に自動的に引き継ぎされます。
- ・お利息はご指定により貯えるたのしみの「元加式」と受取るたのしみの「利払式」のご選択ができます。

■自動ご融資(当座貸越)のご利用ができます

- ・普通預金のお支払金額が預金を超える場合には、この通帳にセットされた定期預金を担保に自動的にご融資いたします。なお、お申し出により、別冊の自動総額定期預金通帳を担保とすることができます。なお自動ご融資の限度は担保預金残高の90%(千円単位、最高200万円)までです。
- ・山梨中銀カードローン契約をされた方は、前記ご融資限度を超える場合カードローンの限度額まで自動的にご融資いたします。
- ・ご返済は普通預金の口座へのご入金により自動的に行われます。
- ・ご融資金のお利息は当行所定の日に計算し、普通預金からお支払いいたします。

- ※ 通帳の名義人の「フリガナ」、「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」が確認できるようにコピーしてください。
- ※ A4版 縦 等倍で用紙の中央になるようにコピーしてください。

【ネットバンキング・通帳レス口座の場合】

金融機関コード・銀行コード検索

支店コード、店番、支店番号も簡単に検索

コード入力検索

楽天銀行 (ラケン)

コード：0036

入力支店：225

支店詳細情報は「詳細」をタップ

支店名	フリガナ	支店コード	支店詳細画面へ
アリア支店	アリア	225	-

お名前 (口座名義人)

山梨 花子

ユーザID

⊙ ユーザID変更

前回ログイン日時

支店名 (番号)

アリア支店 (225)

口座番号

(普通) 012345

金融機関コード (銀行コード)

0036

※ ネットバンキングや通帳レス口座のため、通帳がない場合は、金融機関名、支店名、氏名、預金種別、口座番号、金融機関コードが確認できる資料を印刷・提出してください。(複数枚でも問題ありません)

**新条例退職手当支給率表** ※調整率を乗じた後のもの  
(平成30年2月1日以降適用)

勤続年数	第3条			第4条		第5条		
	1項		2項	勤 災 未 十 傷 公 満 一 病 務 勤 年 外 傷 続 以 を 除 上 二 く ( 通 十 通 勤 五 傷 務 年 病 外 定 等 死	署 二 の 十 移 五 転 年 等 未 満 勤 務 官	亡 年 二 ・ 十 通 勤 五 災 奨 年 害 公 上 傷 務 勤 病 外 続 等 死 定	署 二 の 十 移 五 転 年 等 上 勤 務 官	整 理 ・ 公 務 上 死 傷 病
	亡 年 十 ・ 一 通 勤 年 災 奨 未 害 公 満 傷 務 勤 病 外 続 等 死	害 公 傷 務 病 外 を 傷 除 く ( 通 通 勤 災	自 己 都 合					
1	0.837	0.837	0.5022		1.04625			1.2555(3.6a)
2	1.674	1.674	1.0044		2.0925			2.511(4.5a)
3	2.511	2.511	1.5066		3.13875			3.7665(5.4a)
4	3.348	3.348	2.0088		4.185			5.022(5.4a)
5	4.185	4.185	2.511		5.23125			6.2775
6	5.022	5.022	3.0132		6.2775			7.533
7	5.859	5.859	3.5154		7.32375			8.7885
8	6.696	6.696	4.0176		8.37			10.044
9	7.533	7.533	4.5198		9.41625			11.2995
10	8.37	8.37	5.022		10.4625			12.555
11		9.2907	7.43256	11.613375	11.613375			13.93605
12		10.2114	8.16912	12.76425	12.76425			15.3171
13		11.1321	8.90568	13.915125	13.915125			16.69815
14		12.0528	9.64224	15.066	15.066			18.0792
15		12.9735	10.3788	16.216875	16.216875			19.46025
16		14.3127	12.88143	17.890875	17.890875			20.8413
17		15.6519	14.08671	19.564875	19.564875			22.22235
18		16.9911	15.29199	21.238875	21.238875			23.6034
19		18.3303	16.49727	22.912875	22.912875			24.98445
20		19.6695	19.6695	24.586875	24.586875			26.3655
21		21.3435	21.3435	26.260875	26.260875			27.74655
22		23.0175	23.0175	27.934875	27.934875			29.1276
23		24.6915	24.6915	29.608875	29.608875			30.50865
24		26.3655	26.3655	31.282875	31.282875			31.8897
25		28.0395	28.0395			33.27075	33.27075	33.27075
26		29.3787	29.3787			34.77735	34.77735	34.77735
27		30.7179	30.7179			36.28395	36.28395	36.28395
28		32.0571	32.0571			37.79055	37.79055	37.79055
29		33.3963	33.3963			39.29715	39.29715	39.29715
30		34.7355	34.7355			40.80375	40.80375	40.80375
31		35.7399	35.7399			42.31035	42.31035	42.31035
32		36.7443	36.7443			43.81695	43.81695	43.81695
33		37.7487	37.7487			45.32355	45.32355	45.32355
34		38.7531	38.7531			46.83015	46.83015	46.83015
35		39.7575	39.7575			47.709	47.709	47.709
36		40.7619	40.7619			47.709	47.709	47.709
37		41.7663	41.7663			47.709	47.709	47.709
38		42.7707	42.7707			47.709	47.709	47.709
39		43.7751	43.7751			47.709	47.709	47.709
40		44.7795	44.7795			47.709	47.709	47.709
41		45.7839	45.7839			47.709	47.709	47.709
42		46.7883	46.7883			47.709	47.709	47.709
43		47.709	47.709			47.709	47.709	47.709
44		47.709	47.709			47.709	47.709	47.709
45		47.709	47.709			47.709	47.709	47.709

(注1) ( )内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 条例附則第6項から第8項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数

旧条例退職手当支給率表 ※調整率を乗じた後のもの  
(平成30年2月1日以降適用)

勤続年数	第3条			第4条			第5条		
	・二十 通勤 災・未 害公 傷務 病外 等死 亡年	傷務二 病外五 を除病 く(未 通満 勤勤 災統 害公	自二 己十 都四 合年 未 満 勤 続	自二 己十 都五 合年 以 上 勤 続	勤 災未 害公 傷務 病外 等死 亡・ 通勤 続 上 二 十 五 年	傷 務二 病外 を除 く(未 通満 勤勤 災統 害公	勤 務 官 署 の 移 転 等	亡年二 ・十 通勤 災・未 害公 傷務 病外 等死 亡年	整 理 ・ 公 務 上 死 傷 病
1	0.837	0.837	0.5022				1.04625		1.2555(3.6a)
2	1.674	1.674	1.0044				2.0925		2.511(4.5a)
3	2.511	2.511	1.5066				3.13875		3.7665(5.4a)
4	3.348	3.348	2.0088				4.185		5.022(5.4a)
5	4.185	4.185	2.511				5.23125		6.2775
6	5.022	5.022	3.7665				6.2775		7.533
7	5.859	5.859	4.39425				7.32375		8.7885
8	6.696	6.696	5.022				8.37		10.044
9	7.533	7.533	5.64975				9.41625		11.2995
10	8.37	8.37	6.2775				10.4625		12.555
11	9.2907	9.2907	7.43256				11.613375		13.93605
12	10.2114	10.2114	8.16912				12.76425		15.3171
13	11.1321	11.1321	8.90568				13.915125		16.69815
14	12.0528	12.0528	9.64224				15.066		18.0792
15	12.9735	12.9735	10.3788				16.216875		19.46025
16	13.8942	13.8942	11.11536				17.36775		20.8413
17	14.8149	14.8149	11.85192				18.518625		22.22235
18	15.7356	15.7356	12.58848				19.6695		23.6034
19	16.6563	16.6563	13.32504				20.820375		24.98445
20		17.577	17.577		21.97125		21.97125		26.3655
21		18.5814	18.5814		23.22675		23.22675		27.8721
22		19.5858	19.5858		24.48225		24.48225		29.3787
23		20.5902	20.5902		25.73775		25.73775		30.8853
24		21.5946	21.5946		26.99325		26.99325		32.3919
25				28.24875		28.24875	28.24875	33.8985	33.8985
26				29.50425		29.50425	29.50425	35.4051	35.4051
27				30.75975		30.75975	30.75975	36.9117	36.9117
28				32.01525		32.01525	32.01525	38.4183	38.4183
29				33.27075		33.27075	33.27075	39.9249	39.9249
30				34.52625		34.52625	34.52625	41.4315	41.4315
31				35.7725		35.7725	35.7725	42.687	42.687
32				36.61875		36.61875	36.61875	43.9425	43.9425
33				37.665		37.665	37.665	45.198	45.198
34				38.71125		38.71125	38.71125	46.4535	46.4535
35				39.7575		39.7575	39.7575	47.709	47.709
36				40.80375		39.7575	39.7575	47.709	47.709
37				41.85		41.85	40.24038	47.709	47.709
38				42.89625		42.89625	41.24639	47.709	47.709
39				43.9425		43.9425	42.2524	47.709	47.709
40				44.98875		44.98875	43.25841	47.709	47.709
41				46.035		46.035	44.26442	47.709	47.709
42				47.08125		47.08125	45.27043	47.709	47.709
43				47.709		47.709	46.27644	47.709	47.709
44				47.709		47.709	47.28245	47.709	47.709
45				47.709		47.709	47.709	47.709	47.709

(注1) ( )内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、条例附則第6項から第8項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の額の調整(104/100)を含めた係数(口内の数字)

(注4) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、平成18年条例第9号附則第2条第1項による退職手当の額の調整(83.7/104)を、それ以外の者については、調整(83.7/100)を含めた係数

(注5) 勤務官署の移転等の勤続37年以上44年以下の欄は、表記上、小数点以下5位切捨て